平成２１年（フ）第６３６号
静岡県浜松市東区笠井新田町608番地
債務者　白井　　剛
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６５４号
静岡県浜松市中区上島５丁目14番16号　四季ハイツＡ
債務者　上村　広行
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６５５号
静岡県浜松市中区上島５丁目14番16号　四季ハイツＡ
債務者　上村みゆ紀
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
熊本県鹿本郡植木町大字宮原771番地改良住宅藤坂団地29号
債務者　下前　浩司
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第２２７２４号
茨城県下妻市柳原506－２
債務者　飯塚すい子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７２６号
愛知県一宮市朝日１丁目６－４－208
債務者　児島　克枝（旧姓シマザキペレス）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７３０号
岩手県一関市赤荻字上台81－３
債務者　鈴木　　淳
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７３１号
静岡県伊東市玖須美元和田702－１－Ａ－201
債務者　佐々木精司
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７３２号
茨城県水戸市堀町459―10－２
債務者　清水　友和
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７３３号
愛知県碧南市鶴見町５丁目３－４
債務者　鏑流馬千恵子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７３７号
千葉県佐倉市王子台３丁目23－１
債務者　井原　雅士
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７３８号
滋賀県湖南市中央５丁目122－１
債務者　藤澤総一郎
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７９３号
東京都板橋区常盤台２丁目28－12－501
債務者　野久保麻衣
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８００号
東京都葛飾区青戸５丁目27－17　ＹＳメゾンＶ102
債務者　植田　江美（旧姓西森）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８１７号
東京都板橋区富士見町25－５－103
債務者　柿沼　　隆
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部